

平成31年3月28日

# 教育委員会第3回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第3回定例会記録

◇開会年月日 平成31年3月28日（木曜日） 午後 3時27分開会  
午後 4時39分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	境 直彦君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多貴子君	委 員	遠 藤 俊 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	草 刈 敏 雄 君	事 務 局 次 長	大 崎 正 吾 君
事 務 局 次 長 ( 震 災 復 興 担 当 )	前 原 義 久 君	教 育 総 務 課 長	稲 井 浩 樹 君
学 校 教 育 課 長	平 塚 隆 君	学 校 安 全 課 長	佐 藤 勝 治 君
学 校 管 理 課 長	三 浦 司 君	生 涯 学 習 課 長	武 山 専 太 郎 君
複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	佐 々 木 淳 君	体 育 振 興 課 長	大 森 和 彦 君
北 上 公 民 館 長	菊 田 忠 志 君		

◇書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐	星 憲 君	教 育 総 務 課 主 幹	加 藤 陽 子 君
教 育 総 務 課 主 査	日 野 ゆかり 君		

◇付議事件

一般事務報告  
・教育長報告

- ・「石巻市立桜坂高等学校の3年間の教育活動等の検証と今後の方向性についての報告書」について

#### 報告事項

報告第4号 専決処分の報告について

専決第5号 平成30年度石巻市一般会計補正予算（第9号）

（教育委員会の事務に係る部分）

専決第6号 平成31年度石巻市一般会計補正予算（第1号）

（教育委員会の事務に係る部分）

報告第5号 専決処分の報告について

専決第7号 石巻市にっこりサンパーク管理規則の一部を改正する規則

専決第8号 教育財産の用途廃止について（石巻市にっこりサンパーク施設の一部）

#### 審議事項

第7号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第8号議案 宮城県教育委員会から派遣された非常勤職員の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令

第9号議案 石巻市立小中学校学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する訓令

第10号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画庁内検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

第11号議案 石巻市複合文化施設整備委員会設置要綱を廃止する訓令

第12号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画検討委員会設置要綱を廃止する告示

第13号議案 石巻市立高等学校将来構想委員会設置要綱を廃止する告示

第14号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱について

#### その他

午後 3時27分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、定例会開会に当たりまして、傍聴人より写真撮影・録音・録画の申出がありました。石巻市教育委員会傍聴人規則第5条第5項ただし書きの規定により、写真撮影・録画・録音を許可することとします。

それでは、ただいまから平成31年第3回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

---

#### 会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、遠藤委員にお願いいたします。

○委員（遠藤俊子君） はい。

○教育長（境 直彦君） よろしくお願ひいたします。

---

#### 一般事務報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が2件、報告事項の専決処分の報告が4件、審議事項が8件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告から入ります。

始めに、私から報告申し上げます。

私から、各学校の今月の状況、石巻市議会第1回定例会、石巻市立桜坂高等学校入学者選抜状況について、報告申し上げます。

幼稚園、小・中・高等学校と、卒業式・修了式と、22日をもって終了し、学年末休業期間に入っております。各校・園ともすばらしい儀式的行事を行っていただきました。

さて、4月1日付け人事異動は、23日に教職員の発表がありまして、新年度は辞令交付式を1日に県の各公署で、市関係では辞令交付式を1日に、新任教職員の初任者着任式を2日に、新任校長・教頭等研修会を4日に行います。

入学式関係は、桜坂高校は8日の午後に、小学校は8日に6校、9日に27校、中学校は8日の午後に全ての中学校で、幼稚園は10日に行う予定です。

また、幼稚園長、こども園長、小・中・高等学校長会議は4月12日に行う予定となっております。

ます。

次に、2月14日に開会いたしました市議会第1回定例会は、3月18日に閉会いたしました。内容については、この後、報告申し上げますが、私から概要をお話いたします。

始めに、平成31年度石巻市一般会計予算ですが、教育関係では、10款、教育費の総額で126億5,703万7,000円、前年比25億1,326万1,000円の増となっております。また、11款、災害復旧費のうち公立学校施設災害費等の教育関係で25億2,289万2,000円、前年比24億9,755万2,000円の増となっております。これは、教育指導費、教育指導奨励費でのALTや学校図書館司書の増員、桜坂高等学校の魅力ある学校づくり事業、協働教育推進事業、小・中学校の老朽化対策事業、複合文化施設建築事業など社会教育施設費で増となっております。公立学校施設災害費の増は、北上小学校の移転新築事業費での増となっております。

次に、一般質問では、21名の議員から通告があり、教育関係は10人で、5日間にわたり質疑を行いました。その内容について項目のみ申し上げます。

中学校の部活動のあり方について、少子化による団体競技への対応ということでの質問でありました。

桃生植立山公園パークゴルフ場の改善と利用状況について。

体育施設への関係団体の要望への対応について。

それから、市の学校施設、社会教育施設、社会体育施設、それぞれありますが、この長寿命化計画や個別計画の内容、それから、今申し上げた社会体育施設あるいは文化施設について市の人口1人当たりの面積と、その他の県内との比較についての質問がありました。

それから、図書館の拡充の必要性についての質問がありました。

総合運動公園の民間委託の実施時期と、その進捗状況について。

放課後学び教室の状況について。

自転車の交通安全教室の実施について。

私立幼稚園の保育料の動向把握について。

いじめや不登校の実態について、その件数の推移や対応策並びに児童・生徒との向き合い方などについて質問がありました。

さらに、小・中学校の教科書の採択について。

桜坂高等学校の倍率の分析と対策について。

サン・ファン・パウティスタ号の造船と出帆の地についての関連質問がございました。

最後に、大川小学校問題の取組は万全であったかという内容の質問もありました。

以上であります。

次に、平成31年度石巻市立桜坂高等学校の二次募集の結果を含めて報告申し上げます。学励探求コースが120名の定員で88名、キャリア探求コースが80名の定員で51名となり、入学生は200名の定員で139名となり、69%の充足率となります。各コースとも定員を大きく下回る結果となりました。

次に、昨日付けで小学校校長の人事異動の発表が県からありまして、中津山第二小学校の校長に、宮城県総合教育センター次長指導主事、中畑祐美子（54歳）——名取市が生活本拠地でございます——が昇任をして中津山第二小学校校長に入るといふことの発表がありました。この結果、女性管理職は2月にお話ししたより1名増といふことで、校長・教頭合わせて18名といふこととなります。

以上で報告を終わります。

御質問等がございましたら、お願いいたします。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） なければ、次の報告に入ります。

「石巻市立桜坂高等学校の3年間の教育活動等の検証と今後の方向性についての報告書」について、学校教育課長から報告をお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（平塚 隆君） それでは、「石巻市立桜坂高等学校の3年間の教育活動等の検証と今後の方向性についての報告書」について御説明を申し上げますので、表紙番号2の1ページを御覧願います。

まず、背景及び目的でございますが、石巻市立桜坂高等学校における教育活動等について検証し、桜坂高校の将来像について検討することを目的として設置されました石巻市立高等学校将来構想委員会から報告書が提出されたものでございます。

次に、報告書につきましては、別添のとおりでございます。

また、報告書の構成としましては、桜坂高校の教育活動等の検証、入学者選抜状況と定員確保、検証のまとめと今後の方向性の3部構成となっており、主な内容としては、1ページに記載のとおりでございます。

なお、石巻市立高等学校将来構想委員会につきましては、当初の設置目的を達成したことか

ら、設置要綱の廃止を第13号議案として上程しております。

私からは以上でございます。

○教育長（境 直彦君） ただいまの報告に対する質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

---

#### 報告第4号 専決処分の報告について

○教育長（境 直彦君） なければ、4の報告事項に入ります。

報告第4号 専決処分の報告についての専決第5号 平成30年度石巻市一般会計補正予算（第9号）（教育委員会の事務に係る部分）並びに専決第6号 平成31年度石巻市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会の事務に係る部分）については、関連がありますので、一括して報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（稲井浩樹君） それでは、報告第4号 専決処分の報告について、専決第5号 平成30年度石巻市一般会計補正予算（第9号）（教育委員会の事務に係る部分）並びに専決第6号 平成31年度石巻市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会の事務に係る部分）を、一括して御説明を申し上げます。

本報告につきましては、平成31年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、3月1日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

今回の補正予算は、国の第2次補正予算が成立し、小・中学校の防災機能強化事業及び太陽光発電設備整備事業が、平成30年度事業として前倒しで内定を受けたことによるものでございます。

始めに、専決第5号 平成30年度石巻市一般会計補正予算（第9号）（教育委員会の事務に係る部分）から御説明申し上げますので、別冊1の1ページから3ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正前の額に歳入歳出それぞれ5億8,920万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億2,719万2,000円とするものでございます。

まず、歳出から御説明申し上げますので、10ページを御覧願います。10款2項、小学校費に2億5,250万円を、12ページ、3項、中学校費に3億3,670万円を、それぞれ計上しておりますが、これらは国の補正予算に伴い、小・中学校の屋内運動場の改修に要する経費や太陽光発電設備の整備に要する経費を、平成31年度当初予算から組み替えるものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げますので、14ページを御覧願います。小学校防災機能強化事業ほか3事業につきまして、事業実施のスケジュール上、年度内に完了しないため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。14款、国庫支出金に1億3,562万円を、6ページ、18款、繰入金の7目、震災復興基金繰入金に1,049万5,000円を、8ページ、21款、市債に4億3,000万円を計上しておりますが、これらは歳出で御説明いたしました事業の財源として措置したものでございます。

次に、専決第6号 平成31年度石巻市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会の事務に係る部分）について御説明を申し上げますので、別冊2の1ページから3ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正前の額から歳入歳出それぞれ5億8,920万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億185万3,000円とするものでございます。

まず、歳出から御説明申し上げますので、8ページを御覧願います。10款2項、小学校費で2億5,250万円を、10ページ、3項、中学校費で3億3,670万円を、それぞれ減額しておりますが、これらは、先ほど専決第5号でご説明申し上げましたとおり、国の補正予算に伴いまして、小・中学校の屋内運動場の改修に要する経費や太陽光発電設備の整備に要する経費を、平成30年度予算へ組み替えるものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。18款、繰入金の6目、震災復興基金繰入金で1,180万円を、6ページ、21款、市債で5億5,760万円を、それぞれ減額しておりますが、これらは、先ほど御説明申し上げました平成30年度補正予算における国庫補助金の内定のため予算を組み替えることに伴い、各事業に措置されていた財源について整理するものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

## 報告第5号 専決処分の報告について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、報告第5号 専決処分の報告について、専決第7号 石巻市にっこりサンパーク管理規則の一部を改正する規則並びに専決第8号 教育財産の用途廃止について（石巻市にっこりサンパーク施設の一部）は関連がありますので、一括して報告を受けたいと思います。

それでは、北上公民館長から説明をお願いいたします。

北上公民館長。

○北上公民館長（菊田忠志君） それでは、報告第5号 専決処分の報告について、専決第7号 石巻市にっこりサンパーク管理規則の一部を改正する規則について、並びに専決第8号 教育財産の用途廃止について（石巻市にっこりサンパーク施設の一部）を一括して御説明申し上げます。表紙番号1の6ページから11ページを御覧願います。

本報告につきましては、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任に関する規則第3条第1項の規定により、3月18日付けで専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

石巻市にっこりサンパーク多目的グラウンドについては、東日本大震災の際に被災者向けとして仮設住宅178戸が建築され、その後、北上にっこり地区拠点エリア整備計画や北上小学校移転新築計画が決定し、その事業用地となったことにより、多目的グラウンドと児童公園の用途廃止を行うとともに、規則の一部改正を行うものです。

始めに、規則につきまして御説明申し上げますので、表紙番号3、規則等新旧対照表1ページを御覧願います。

第3条第2項第1号及び第2号並びに第5条第1項については、一部文言の整理を行うもので、次に、第5条第2項については、廃止いたします児童公園の遊具でありましたムーンカート使用について削るものであります。次に、第6条については、一部文言の整理を行うものであります。

次に、同じく表紙番号3の2ページから5ページを御覧ください。様式第1号及び様式第2号については、様式中、「2 使用する施設」から「イ 多目的グラウンド」及び「エ ゲートボール場」を削るものであります。

次に、同じく表紙番号3の6ページから7ページについては、様式第3号を削るものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を3月18日とするものでございます。

次に、専決第8号 教育財産の用途廃止についてございますが、多目的グラウンド及び児童公園は、現在、仮設住宅も解体され、土地の造成工事も完了し、本年1月には建築工事に着手しております。用途廃止後の財産処分につきましては、跡地を事業用地として石巻市へ引き継ぐものであります。

なお、用途廃止する期日は3月18日とするものであります。

以上で報告は終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして、御質問はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ありませんか。

（「はい」との声あり）

---

#### 第7号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

○教育長（境 直彦君） なければ次に、審議事項に入ります。

第7号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（武山専太郎君） ただいま上程されました第7号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

本案は、石巻市視聴覚センターの事務所を河北総合支所内に移転するため、石巻市視聴覚センター条例の一部改正について、平成30年石巻市議会第4回定例会において議決されたことに伴い、関係する規則を改正するものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の12ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表の8ページを御覧願います。

第38条第1項の表、石巻市視聴覚センターの項中「石巻市成田字小塚58番地」を「石巻市相野谷字旧会所前12番地1」に改めるものであります。

次に、附則ですが、施行期日を平成31年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問等はありませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第7号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第7号議案については原案のとおり可決いたします。

---

**第8号議案 宮城県教育委員会から派遣された非常勤職員の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令**

○教育長(境 直彦君) 次に、第8号議案 宮城県教育委員会から派遣された非常勤職員の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長(平塚 隆君) それでは私から、第8号議案 宮城県教育委員会から派遣された非常勤職員の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令について、御説明申し上げます。

市町村立の小学校、中学校等の教育の円滑な実施を図るため、宮城県教育委員会が市町村教育委員会の求めに応じて非常勤講師を派遣するもので、県が定めている市町村教育委員会に派遣する非常勤職員の任用等に関する要綱の規定に準じた内容とするため文言を整理し、一部改正を行うものであります。

表紙番号1の13ページ及び表紙番号3、規則等新旧対照表の9ページを御覧願います。

第2条第2項中第4の次に次の2号を加えます。「(5) 生徒指導の充実に資するために任用する職員」、「(6) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づく休暇から復帰した職員の業務を支援するために任用する職員」が追加されました。

なお、各様式につきましては、表紙番号1の18ページ及び19ページに記載させていただきましたので、御覧いただきたいと思っております。

施行期日につきましては、附則で、平成31年3月28日から施行しようとするものであります。

以上、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○教育長(境 直彦君) ただいまの説明に対して、御質疑等はありませんか。

(「ごさいません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第8号議案 宮城県教育委員会から派遣された非常勤職員の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第8号議案については原案のとおり可決いたします。

---

### 第9号議案 石巻市立小中学校学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する訓令

○教育長(境 直彦君) 次に、第9号議案 石巻市立小中学校学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する訓令を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長(平塚 隆君) それでは私から、第9号議案 石巻市立小中学校学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する訓令について御説明申し上げますので、表紙番号1の21ページ及び表紙番号3、新旧対照表の20ページから29ページを御覧願いたいと思います。

本案件は、学校徴収金について、石巻市立小中学校学校徴収金事務取扱規程の第10条第1項第3号により、学校徴収金の預金名義人は「校長とする」としてありますが、ゆうちょ銀行での取扱いは校長名が記載されず、学校名や会計名などとなっています。へき地などの学校では身近な金融機関がゆうちょ銀行しかないなどという地域的な問題があるため、他の銀行へ変更することが難しい状況であります。このことから、学校徴収金の預金名義人は校長とする、ただし、石巻市教育委員会に届け出たときは、この限りでないとし、一部改正及び文言の整理を行い、適正に管理することとしたいと思っております。

表紙番号3の20ページをお開き願います。

第8条第4号中、「関係教職員」を「、関係教職員」に改めます。

第10条中、「校長は、学校徴収金」を「学校徴収金」に、「の適正な」を「を取り扱う者は、その適正な」に、「次の各号に定める事項を行う」を「次に掲げる事項を遵守しなければならない」に改め、同条第3号中、「校長」を「、校長」に改め、同号に次のただし書きを加えます。「ただし、石巻市教育委員会に届け出たときは、この限りでない。」

第14条第6項第1号中、「検査」を「会計検査及び特別検査」に改めます。

第16条第1項及び第2項中、「石巻市教育委員会」を「教育委員会」に改めます。

22ページ以降にある様式等につきましては、現在、学校等で使用している様式に合わせた内容に改正いたします。

施行期日につきましては、附則で、平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ゆうちよ銀行ですからね。ということでございます。

ないようでしたら、第9号議案 石巻市立小中学校学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第9号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第10号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画庁内検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

○教育長（境 直彦君） 次に、第10号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画庁内検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育課長。

○教育総務課長（稲井浩樹君） それでは、ただいま上程されました第10号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画庁内検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令について、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成31年4月1日付け人事異動により、教育委員会事務局次長（教育改革担当）が新設されることに伴い、関連する訓令について一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げますので、表紙番号1の28ページ、併せて表紙番号3の規則等新旧対照表の30ページを御覧願います。

始めに、第6条第3項は、副部長として「教育委員会事務局次長（教育改革担当）」を新たに加えるものでございます。

次に、別表第1でございますが、委員となっております「事務局次長（震災復興担当）」を「事務局次長（教育改革担当）」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第10号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画 庁内検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第10号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第11号議案 石巻市複合文化施設整備検討委員会設置要綱を廃止する訓令

○教育長（境 直彦君） 次に、第11号議案 石巻市複合文化施設整備検討委員会設置要綱を廃止する訓令を議題といたします。

複合文化施設整備室長から説明をお願いします。

複合文化施設整備室長。

○複合文化施設開設準備室長（佐々木淳君） それでは、ただいま上程されました第11号議案 石巻市複合文化施設整備検討委員会設置要綱を廃止する訓令について御説明申し上げますので、表紙番号1の29ページを御覧願います。

同委員会につきましては、複合文化施設整備に当たり、基本構想の策定に関し必要な事項を事前に検討するため、庁内の課長級からなる検討委員会を平成25年度に設置しておりましたが、設置目的を達成したことから、同委員会の設置要綱を廃止するものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第11号議案 石巻市複合文化施設整備検討委員会設置要綱を廃止する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第11号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第12号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画検討委員会設置要綱を廃止する告示

○教育長(境 直彦君) 次に、第12号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画検討委員会設置要綱を廃止する告示を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長(稲井浩樹君) それでは、ただいま上程されました第12号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画検討委員会設置要綱を廃止する告示について御説明申し上げますので、表紙番号1の30ページを御覧願います。

同委員会につきましては、石巻市立小・中学校学区再編計画を策定するに当たり、教育に関する各界及び市民の意見を広く反映させるため、平成28年度に設置しておりましたが、設置目的を達成したことから、同委員会の設置要綱を廃止するものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○教育長(境 直彦君) ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご質疑等はございませんか。

○委員(杉山昌行君) これは、学区再編計画はもう検討を終了したということでしょうか。

○教育長(境 直彦君) 教育総務課長。

○教育総務課長(稲井浩樹君) 本件の委員会につきましては、外部委員による委員会ございまして、2月13日に、外部委員会から石巻市立学区再編計画案としての御提言を頂戴したということから、委員の任期は提言を行った日までとする規定によりまして、今回廃止しようとするものでございます。

○委員(杉山昌行君) はい、わかりました。

○教育長(境 直彦君) よろしいですか。外部委員の方々の計画ということで。

ほかにございませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第12号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画検討委員会設置要綱を廃止する告示は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第12号議案については原案のとおり可決いたします。

---

### 第13号議案 石巻市立高等学校将来構想委員会設置要綱を廃止する告示

○教育長(境 直彦君) 次に、第13号議案 石巻市立高等学校将来構想委員会設置要綱を廃止する告示を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長(平塚 隆君) ただいま上程されました第13号議案 石巻市立高等学校将来構想委員会設置要綱を廃止する告示について御説明を申し上げますので、表紙番号1の31ページを御覧願います。

同委員会につきましては、石巻市立桜坂高等学校における3年間の教育活動等の成果と課題について検証し、桜坂高校の将来像について検討するに当たり、教育関係者や市民の意見を反映するための組織として設置したものでございますが、当初の目的を達成し、平成31年3月31日をもって委員の任期が終了することから、同委員会の設置要綱を廃止するものでございます。

附則でございませうが、施行期日を平成31年4月1日とするものでございませう。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○教育長(境 直彦君) ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員(今井多貴子君) 1つだけ、ごめんなさい。

○教育長(境 直彦君) 今井委員。

○委員（今井多貴子君） 桜坂のほうの、この廃止は了解したのですが、それに伴って将来構想委員会、桜坂の将来の構想委員会という点で、前にいただいた資料の中に今後の方向性の報告書というのがある、その中に検証の視点というのがありまして、そこには、すごく基本的なことなのですが、入試のときに募集をかけ、かなり募集を割るという現実がここ何年も続いている中で、女子高に固執している、大変申し訳ないのですが、本当に基本的なことなのですが、その理由がここでも書いてあるのですが、市立高校であり、女子高校である、外すことはできないというように書いてある。もしかして根拠があるのだらうと思うので、分かれば教えていただきたいのですが。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（平塚 隆君） 大変難しい質問、ありがとうございます。

委員のおっしゃるとおり、桜坂の唯一の強みは県内唯一の女子高であるということです。今、宮城県の中では男女共学という学校がほとんどでございます。その中で、市立、いわゆる女子教育という部分においてスポットを当ててやっている学校というのは桜坂しかありません。そういう意味においては、私は非常に貴重な学校だと認識しています。様々な議論があつてここまで来ている部分があるかと思えます。

桜坂に一本化したという部分においても、さまざまな意見があつて今あるのだということは認識しているのですが、女子教育、女子だけにする強み、そういう部分を石巻市として前面に出しながら、確かに少子化の影響で今年も倍率については、先ほど教育長からもあつたのですが、少し低迷している部分はあります。しかし、石巻市以外の学校・学区からも来ているわけです。あえて桜坂という、どうしても私は女子高に入りたいというニーズがあります。ただ、少しずつそのあたりも低下ぎみかなという部分もあるので、今後、桜坂高等学校ともお互いに連携しながら、女子教育という部分についてももう少し高めていきたい、そのように考えているところであります。

このような話になってしまい恐縮ではございますが、以上でございます。

○委員（今井多貴子君） 結果、強みでもあるけれども弱みでもあるということが少しずつ出てきているのかなという。女子教育に対して特化しているというところはもちろんよく理解しているのですが、そこは年々少しずつ、少子化も踏まえた上で、それが逆に弱みになっているのではないかとこのところ、もう一回その中身ですね。女子高をしっかりとやっていくのであれば、よほどしっかり、募集人員も含めて、このままずると募集人員が減っていき、募集する人もいなくなってしまうというのでは、少し先行きが心配になります。それは、5年

計画とか何年計画でどういうふうに県で唯一の女子高を持っていくかという、長いスパンで、目先ではなく、5年だったら5年のスパンで考えていかないといけないときに来ているのではないかと思ったのです。この委員会を廃止ということも含めて、これからの持っていき方を考えてほしいなと思いました。

以上です。

○教育長（境 直彦君） 何かありますか。

学校教育課長。

○学校教育課長（平塚 隆君） 委員のおっしゃることについては重々我々も危惧している部分ではありますが、出生率ではないですが、女子生徒がどんどん、男子生徒もそうなのですが、減っていく中で、やはりそういう部分においては今後どうしても下がっていく。全体的に児童・生徒数が減っていきますから、あと10年後、20年後を見たときに、おっしゃるとおりの現象になっていかないように、少しでも上がっていくような努力は考えていかなければならないと思っているところであります。

○委員（今井多貴子君） よろしくをお願いします。

○学校教育課長（平塚 隆君） はい。

○教育長（境 直彦君） 報告書の最後のほうに、10年間で県内では8%減少すると出ています。ところが石巻地区は15%減るのです。今、宮城県では学校の統廃合を進めることで、登米総合高校ができたり、今度、大崎では3校を1つにという考え方もありますが、石巻では学級減だけで何とかなのではないかと。40人学級の7学級分ですね。そうすると、それで280人ですか。それぐらいの数が減るということになります。今まででは7学級にはまだ達していません。今年は工業高校の機械科を2学級から1学級減にした。そして次はどこかと検討し、それから石巻市で桜坂をどうしますかという話にも今後なっていくかとは思いますが、その時期がどうなるかというのは今後の話合いの中で県教委と詰めていくことになるかと。そういう状況に来ているということで、まだまだ7学級まではいっていないということです。その前は西高が1学級減。

○委員（今井多貴子君） そうですね、はい、減にした。

○教育長（境 直彦君） 次は、あとまだ実際に行っていない石巻商業や石巻北などをどうするかという話になっていくかとは思いますが、その時期を今後検討することになると思います。よろしいでしょうか。

○委員（今井多貴子君） はい。

○教育長（境 直彦君） そのほか、ございませんか。

ないようでしたら、第13号議案 石巻市立高等学校将来構想委員会設置要綱を廃止する告示は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第13号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第14号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱について

○教育長（境 直彦君） 次に、第14号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いします。

体育振興課長。

○体育振興課長（大森和彦君） それでは、ただいま上程されました第14号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱について御説明申し上げますので、表紙番号1の32ページを御覧願います。

今回の委嘱は、スポーツ基本法第32条第1項及び石巻市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定により委嘱しております石巻市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委嘱するものでございます。

委嘱につきましては、本規則第3条において委員の定数は90人以内と定められておりますことから、33ページから35ページに掲げております、本庁地区11名、河北地区8名、雄勝地区6名、河南地区9名、桃生地区9名、北上地区10名、牡鹿地区2名の、計55名の委員の委嘱について承認を求めるものであります。このうち女性委員は12名で、前回と同様の委員数で、全体の22%の割合となっております。

また、委員の任期につきましては、本規則第5条に規定により2年以内となっておりますことから、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとしております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 課長、最初のスポーツ推進委員会議はいつでしたか。次年度の4月でしたか。

○体育振興課長（大森和彦君） 4月の……

○教育長（境 直彦君） いつでしたか。

○体育振興課長（大森和彦君） すみません、4月の日程、たしか16日だったような気がします。

○教育長（境 直彦君） 16日ですかね。

○体育振興課長（大森和彦君） そうです、4月16日です。

○教育長（境 直彦君） その日に委嘱状交付ですね。

○体育振興課長（大森和彦君） はい、そこで委嘱状を。

○教育長（境 直彦君） 交付ですね、はい。

ほかにございませんか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第14号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第14号議案については原案のとおり可決いたします。

---

### その他

○教育長（境 直彦君） 審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員方からございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 今年はどうだったのか、少し知りたいのですが、小学校では、小学生が中学校受験若しくは他学区への流出というのはどの程度ありましたでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 小学校の進路……

○委員（今井多貴子君） 小学校、進路。

○教育長（境 直彦君） 状況調査の報告。

○委員（今井多貴子君） もし分かるのであれば後でも結構ですが。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（平塚 隆君） 今の段階で、この学校を受験しているという数などの報告はありますが、合格してその学校へ行ったかというところまで把握していない部分がありますの

で、後ほど確認し、分かり次第、委員のほうにお伝えさせていただければと思います。

○委員（今井多貴子君） はい。なぜかという、実は小中一貫校が増えたりして、他学区を受ける子たちが、出てきているのは承知していますが、もう一つ、小さな学校、例えば塩釜ですね、何島……

○教育長（境 直彦君） 浦戸。

○委員（今井多貴子君） 浦戸ですね。浦戸などがほかから生徒に入ってくださいという、島に来て勉強してくださいという動きが出てきていますよね。

実は今回、そこに行こうとしていた小学生、海が好きだという理由と、あと、そういう環境で勉強したいというお子さんがいて、動こうとしていた。数人ですがいて、だんだんそういうことに特化したところに子供たちが、今、交通機関がよくなっているので、塩釜まで送って行き、そこからということも御両親は考えたそうです。子供たちが行きたい学校に行かせたいという親が少しずつこの辺にも出てきているのかなと思ひまして。ここも海があって、学校があってというのはあるわけですが、なかなかこちらには目を向けず、他学区のそういうところにお母さんたちとか父兄、保護者が向いてきたというのは、多分特色を出して、子供たちをどうぞという受け入れを出してきているのだと思うのですね。

石巻も、そういうふうにして特色を出した教育、山側の学校には山側、内陸側の学校には内陸側、それから海側には海側の、そういう特色を出した教育ということをもう少したってもいいのではないかと変ですけれども、もう少しPRしてもいいのかなと。普通の授業以外の関係ですよ、和渕で行ったような。和渕はもうすごく地域と密着した形になって、いい例ができていますから、父兄に、そういうことをもう少し広域にPRしていく必要はあるのかなと思うのですが。それがあったので、少しお聞きしました。すみません。

○教育長（境 直彦君） 大前提の学区制を撤廃しなければならないためかなり難しいです。東京都区内のように、学区制を撤廃して希望校を手挙げして入るというパターンにしない限り。

○委員（今井多貴子君） だめですか。

○教育長（境 直彦君） はい、だめですね。結局、雄勝小・中学校に通いたくとも学区外申請は、今はよほどの理由がない限り認められませんので。単に行きたいからと言っても、なかなか認めはしないですから。学区制を撤廃しない限りは、そのところは入れない。

○委員（今井多貴子君） 入っていけない。

○教育長（境 直彦君） 浦戸は特別な扱いですということで、申請をして、それが認められ

ているのですと。

雄勝小・中学校ができたときも、浦戸小中学校のように学区制を撤廃して、来たい子が来るような学校にできないかと、地域との協議はありました。それをすると、ではどこまで交通費なり通学を保障するかということ。

塩釜の場合は、港まで親が送れば、そこから先は市が船の運航、帰りまで行く。港から自宅までは親の責任で行っている。それは学区制を撤廃しない限りできない。県教委として認めた学校として、浦戸小中学校と、あと白石の学校ですが、そういうところに行く。

それ以外のところは、市町村の学区制をしいている限りできない。雄勝に学校ができました、そこに行きたい子は手を挙げて通学してくださいといったら、では、どこまで親が送っていくのだと。雄勝まで送らず途中まで送るとすれば、そこから先は、市でバスを、しっかり輸送手段を考えなくてはならないのです。それはなかなか。

○委員（今井多貴子君） 難しい。

○教育長（境 直彦君） そうすると、ほかの学区はどうなのかというと、今のところはかなり部活動やいろいろ理由があれば学区外通学を認めてはいるので、その部分でのいろいろな制限などは外すような形。

東京都の特別区などは希望する学校にどこでも行けます。要するに通学、交通手段がありとあらゆるものでできていますから、どこへでもすぐ、1時間も掛からず区内は通えるわけです。それで、どこの学校でもいいという、要するに目的と希望を手挙げ式。うちの学校はこういう教育活動行っていますから、どうぞいらしてくださいという教育制度が出来上がれば、それは。

それをこの広い範囲の石巻市で行うと大変なことになってしまうので、雄勝小・中学校ができたときはお断り申し上げますという、学区制をしいている間は無理ですと言って。ですから、雄勝の人たちは、浦戸小中学校に、学校を見に行っています。どういう学校で、どういうふうにして。こういう学校にしてほしいのですがとまちづくり委員会の人などが行います。いや、それは学区制をしいている限りは無理ですということは教育委員会の話の中で。

ですから、各学校がPRするのはいいのですが、その学校に行きたいと、それだけで認めたら学区制を撤廃するのが先。だから、別の問題があるという。

○委員（今井多貴子君） はい、わかりました。

○教育長（境 直彦君） うちの学校はこういう教育活動を展開していますよということを学校がもっとアピールして、地域の中であそこの学校はこういう教育活動しているんだねというのは、まだそこまで震災のことで、各学校で勝手に行えるわけではないので、難しいでしょう。

かなりうずうずしている学校はありますが、ほかの地域との関係で、まだ復興で道路も何もまだまだ工事しているというようなところもある。難しいところはあるなと思っています。

○委員（今井多貴子君） 早くできるといいですね。

○教育長（境 直彦君） はい。

○委員（今井多貴子君） はい、わかりました。

○教育長（境 直彦君） そのほか、委員方からございませんか。

（「はい、ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは各課長方からお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（平塚 隆君） すみません、委員方に今日配布させていただきましたが、遅くなりました、平成31年度の「学校教育の方針と重点」ということで、一応我々にとってのバイブルでございます。何か、これに沿って我々学校教育課含めて進めていくわけですので、御意見等ありましたら、いつでも御連絡いただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） そのほか、ございませんか。

ないようでしたら、事務局のほう、お願いいたします。

○事務局（星 憲君） 次回の開催日について御案内をいたします。次回、4月の定例会につきましては4月25日木曜日でございます。午後1時30分から開催する予定としております。場所につきましては、本庁舎4階、庁議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

---

○教育長（境 直彦君） それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後 4時39分閉会

---

教育長 境 直彦  
署名委員 遠藤 俊子